

青森県報

第四千二百一十号

平成二十八年
十一月二日
(水曜日)

目次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一
公共測量の実施……………(監理課) ……一

公 告

建設業者の許可の取消し……………(西北地域局) ……一
右 同……………(上北地域局) ……二
右 同……………(下北地域局) ……二

告 示

青森県告示第六百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

こじか薬局

八戸市南類家二丁目一の一

平成
二六・九三

青森県告示第六百九十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

平成二十八年九月二十二日から平成二十九年三月二十日まで

四 測量の地域

青森市内一円

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 岡建設

二 氏名 岡 鉄美

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代二二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一一六三六号

五 取消年月日 平成二十八年十月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サンエテクノサポート

二 代表者の氏名 田村 七郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂七五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第五〇〇五〇七号

五 取消年月日 平成二十八年十月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般

建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社トーテック

二 代表者の氏名 船崎 弘

三 主たる営業所の所在地 むつ市金曲二丁目一の一の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第六〇〇一五一号

五 取消年月日 平成二十八年十月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------